

2019年12月

お客さま各位

株式会社香川銀行

「投資信託定時定額買付取引約款」改定のお知らせ

当行では、2020年1月6日（月）に「債券・投資信託取引に係る約款・規定集」における「投資信託定時定額買付取引約款」の「(約款の趣旨) 第1条2」につきまして、以下のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

改定後の約款は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので予めご了承ください。

記

1. 改定日

2020年1月6日（月）

2. 新旧対照表

投資信託定時定額買付取引約款

(変更箇所は下線の部分です)

改定前	改定後
(約款の趣旨) 第1条 (省略) 2 定時定額買付取引とは、累積投資取引のうち、毎月お客様があらかじめ指定する一定日(以下「振替指定日」といいます。)に、お客様があらかじめ指定する金額(1万円以上10万円以内で千円単位の一定金額、ただし、インターネット投資信託を通じて取引を行う場合は3千円以上10万円以内で千円単位の一定金額、以下「振替金額」といいます。)を別に定める投資信託総合取引約款(以下「総合取引約款」といいます。)に規定する振込先指定方式で指定された預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)から引き落とし、その振替金額をもってお客様があらかじめ指定する累積投資銘柄の投資信託受益権(以下「指定ファンド」といいます。)を買い付ける取引をいいます。 (後略)	(約款の趣旨) 第1条 (省略) 2 定時定額買付取引とは、累積投資取引のうち、毎月お客様があらかじめ指定する一定日(以下「振替指定日」といいます。)に、お客様があらかじめ指定する金額(1万円以上で千円単位の一定金額、ただし、インターネット投資信託を通じて取引を行う場合は3千円以上で千円単位の一定金額、以下「振替金額」といいます。)を別に定める投資信託総合取引約款(以下「総合取引約款」といいます。)に規定する振込先指定方式で指定された預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)から引き落とし、その振替金額をもってお客様があらかじめ指定する累積投資銘柄の投資信託受益権(以下「指定ファンド」といいます。)を買い付ける取引をいいます。 (後略)

以上